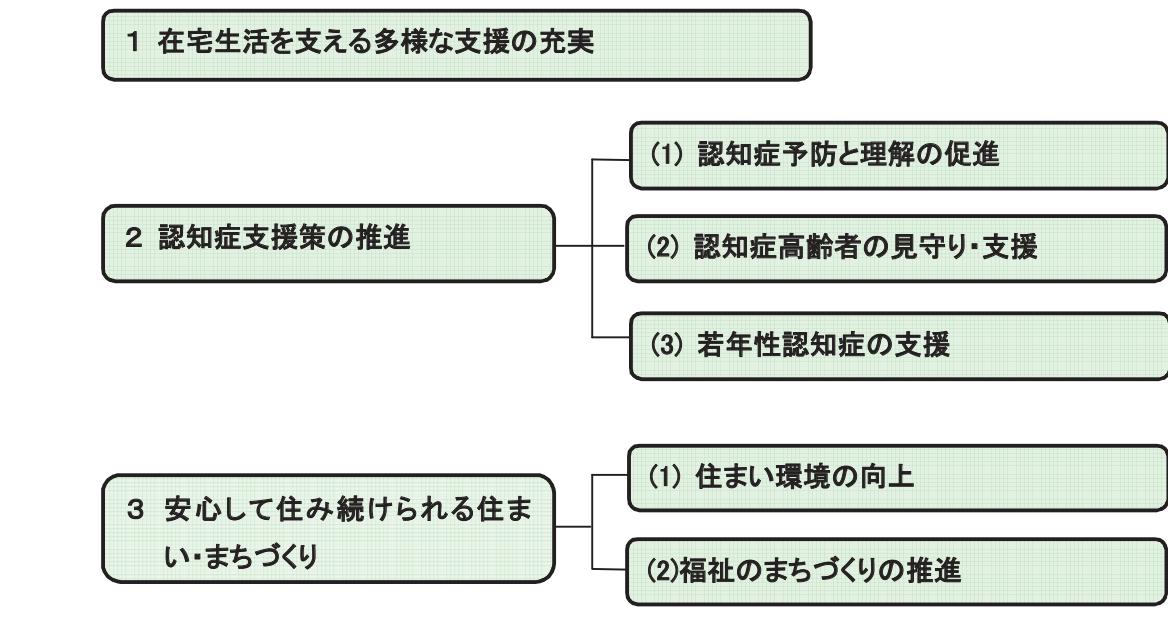


第2章 住み慣れた地域で暮らし続けられる生活支援体制の構築

●高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進める。

図 2-3 施策の体系



1 在宅生活を支える多様な支援の充実

高齢者が要介護状態になることを予防し、たとえ要介護状態になっても、可能な限り地域で安心して暮らし続けられるよう、また、家族介護者の負担軽減を図るため、生活支援サービスなどを効果的に組み合わせて、継続的な支援を実施していく。

生活支援サービスの実施

(1)生活支援サービス	自立支援	ア 生活援助等サービス事業 イ 短期入所事業 ウ 緊急通報システム事業 エ 日常生活用具等給付事業(電磁調理器・自動消火器) オ 介護ファミリーサポートセンター事業 カ 住宅改造資金助成事業
	在宅高齢者支援 (要介護4・5)	キ ネタきり高齢者マッサージサービス事業 ク 福祉タクシー料金助成・リフト付タクシー料金助成 ケ 訪問理美容サービス事業 コ おむつ給付事業
(2)地域支援事業 (任意事業)	ア 家族介護支援事業 (ア)徘徊高齢者家族支援サービス (イ)在宅高齢者介護手当支給事業 イ 地域自立生活支援事業(シルバーハウジング生活援助員派遣事業) ウ 成年後見制度利用支援事業 エ 地域自立生活支援事業(配食サービス)	

表 2-7 生活支援サービス事業の見込み数(その1)

事業名	事業内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活援助等サービス事業	在宅生活の継続や要介護状態への移行を予防するため、家事援助(調理、清掃、洗濯、買物、相談、助言等)及び外出介助などのホームヘルパーを派遣。派遣時間は、1週間に2時間を限度。	40 人	50 人	50 人	50 人
短期入所事業	家族が事故や冠婚葬祭などにより、見守りを必要とする高齢者の介護・介助ができない場合に施設への一時入所を行う。	860 日	1,109 日	1,100 日	1,000 日
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等が急病、事故等により緊急に援助を必要とする場合に、緊急通報装置を用いて受信センターに通報することにより、地域の協力体制によって速やかに救助する。	690 台	700 台	710 台	720 台
日常生活用具等給付事業	心身機能の低下により、防火等の配慮が必要である単独高齢者及び高齢者のみの世帯に電磁調理器・自動消火器を給付する	20 件	17 件	18 件	20 件
介護ファミリーサポートセンター事業	地域で、介護の援助を行う人と援助を依頼したい人が会員登録し、有償で援助を実施する。援助内容は、臨時の・短期的で専門性を要しない援助(通院等外出時の付添、買物、話し相手、その他高齢者等が日常生活を送る上での必要な援助)。	提供会員 420 人 依頼会員 170 人	提供会員 420 人 依頼会員 161 人	提供会員 430 人 依頼会員 168 人	提供会員 440 人 依頼会員 176 人
住宅改造資金助成事業	高齢者の身体的状態に応じて住宅改造を行うことにより、バリアフリーの住環境を整え、高齢者の安全・安心な在宅生活を支援する。	90 人	90 人	90 人	90 人
ねたきり高齢者マッサージサービス事業	要介護4・5の在宅高齢者、またはその介護者の経済的負担等を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図るため、ねたきり高齢者に対してマッサージサービス料金を助成する。	12 回	12 回	12 回	12 回
福祉タクシー料金助成、リフト付タクシー料金助成	要介護4・5の在宅高齢者、またはその介護者の経済的負担等を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図るため、福祉タクシー及びリフト付きタクシーの基本料金相当額のチケットを1カ月あたり4枚交付する。	福祉タクシー 1,150 回 リフト付タクシー 950 回	福祉タクシー 1,200 回 リフト付タクシー 1,000 回	福祉タクシー 1,200 回 リフト付タクシー 1,000 回	福祉タクシー 1,250 回 リフト付タクシー 1,050 回
訪問理美容サービス事業	要介護4・5の在宅高齢者、またはその介護者の経済的負担等を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図るため、外出困難な高齢者に対して、在宅での理美容サービスの料金を年間4回まで助成する。	90 回	90 回	95 回	95 回

表 2-8 生活支援サービス事業の見込み数(その2)

事業名	事業内容	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
おむつ給付事業	要介護4・5の在宅高齢者、またはその介護者の経済的負担等を軽減し、高齢者の在宅生活の向上を図るため、介護用品(紙おむつ、尿取りパッド等)を15パターンの組み合わせより支給する。	66 人	68 人	70 人	72 人
徘徊高齢者家族支援サービス	認知症高齢者が徘徊した場合に、早期発見装置によりその居場所を家族に伝えて事故の防止を図るとともに、在宅の認知症高齢者の介護者の身体的、精神的負担の軽減と、高齢者の在宅生活の維持向上を図る。	11 人	11 人	12 人	13 人
在宅高齢者介護手当支給事業	介護者支援として、65歳以上の要介護4・5で、過去1年間介護保険給付(7日以内のショートステイを除く)を受けていない高齢者を在宅で介護している家族で、市民税非課税世帯の方を対象に年額10万円を支給する。	4 人	4 人	4 人	4 人
地域自立生活支援事業(シルバーハウジング生活援助員派遣事業)	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう生活援助員を派遣して、在宅生活を支援する。	シルバーハウジング 139 戸 生活援助員 4 人	シルバーハウジング 139 戸 生活援助員 4 人	シルバーハウジング 139 戸 生活援助員 4 人	シルバーハウジング 139 戸 生活援助員 4 人
成年後見制度利用支援事業	認知症等により判断能力が十分でなく、成年後見等開始の審判申立の必要があっても、申立を行う親族がいない方に對して、本人の権利を擁護するため市長が後見開始の審判申立を行い、成年後見制度の利用を支援する。	市長申立 9 件	市長申立 11 件	市長申立 13 件	市長申立 16 件
	後見人等の報酬の全部又は一部の助成を受けなければ制度の利用が困難な者については、資産や貯蓄等の状況に応じて報酬助成を行っている。	報酬助成 5 件	報酬助成 8 件	報酬助成 10 件	報酬助成 12 件
地域自立生活支援事業(配食サービス)	高齢者が住み慣れた地域社会の中で、継続して生活できるよう栄養バランスのとれた食事を提供するとともに安否確認等を兼ねた配食サービスを実施する。	47 人 7,050 食	50 人 7,500 食	50 人 7,500 食	52 人 7,800 食

2 認知症支援策の推進

今後の高齢化の進展とともに、認知症高齢者の増加が予測されることから、認知症支援策の推進は重要である。このため認知症予防を進めるとともに、高齢者が認知症になってしまっても、個人としての尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で、本人および家族が安心して暮らしていくために、認知症理解の促進や認知症の人とその家族を支える見守りや支援ネットワークづくりを推進する。

(1) 認知症予防と理解の促進

認知症の予防は、認知症の発症の危険因子を減らすことであり、認知症を引き起こす原因の1つとして、脳血管性障害があると考えられる。脳血管性認知症は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防することなどにより、発症を抑制すると言われており、食事、運動、休養などの生活習慣の改善が、認知症の予防につながると考える。そのため、市および地域包括支援センターが介護予防教室や健康教室等を実施するなど、全体的に介護予防を進める中で行っていく。

また、認知症が疑われる場合などにすぐ相談できるように、地域包括支援センターでの相談や市におけるもの忘れ相談等、認知症の相談窓口の周知を図っていく。さらに、認知症の早期発見や早期対応が行えるように、パンフレットの配布や認知症講座、認知症サポーター養成講座等を行い、認知症に関する理解を促進する。

(2) 認知症高齢者の見守り・支援

認知症は、徘徊などの行動が現れた場合、認知症の人とその家族の負担は大きく、家族だけでケアをするのは、難しい病気である。このため認知症対応型通所介護、グループホームなどの介護サービスや徘徊高齢者家族支援サービス事業、成年後見制度などの利用、家族会への参加などを通じて、家族の介護負担を軽減することが必要である。

また、他の病気と違って認知症は、加齢に伴うもの忘れであると判断して放置され、受診が遅くなりがちになるため、家族や身近な地域住民の気づきから本人の早期受診につながるように、見守りや支援ネットワークを拡げていく必要がある。

そのため、地域において認知症の人やその家族を温かく見守る支援者である認知症サポーターの養成講座を実施し、認知症サポーターを増やしていく（表2-9参照）。また、地域においてSOSネットワーク*模擬訓練（徘徊対応模擬訓練）を実施し、徘徊する人への声かけ体験を通じて、地域の見守り、ネットワークづくりを推進する。

医療との連携については、認知症の人への個別支援を通して、支援関係者とかかりつけ医、認知症疾患医療センターとの連携を進めていく。

表2-9 認知症サポーター養成講座受講者の見込み数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症サポーター養成講座受講者数	500人	500人	500人	500人

(3)若年性認知症の支援

若年性認知症は、18歳から64歳までに発症した認知症性疾患（アルツハイマー病、脳血管型、前頭側頭型、頭部外傷後など）であり、わが国では約4万人におよぶと言われている。

若年性認知症は、症状の進行が早く、また本人や配偶者が現役世代であるため、仕事に支障が出たり、失職して経済的に困難な状況に陥るなど、本人だけでなく家族にも、身体的、精神的、経済的に大きな負担が強いられることになる。

しかしながら、若年性認知症は実態が明らかでなく、十分に認識されていないことや、医療・介護・障害福祉等多岐に渡る利用可能な支援制度も十分に活用されていない現状にある。また、住民の理解も進んでいないことから、地域からの支援も得にくい状況にあるとも言われている。

そのため、若年性認知症についての早期発見、早期対応等に関する正しい知識の普及啓発を行い、理解の促進を図っていく。

また、本人とその家族に対して、悩みや心配事などの相談に応じるとともに、医療機関や家族会、利用できるサービスに関する情報提供を行うなど、適切な支援につなげていく。さらに行政、医療機関、地域包括支援センター、介護保険事業者等、関係機関の連携体制を整えていく。

3 安心して住み続けられる住まい・まちづくり

(1)住まい環境の向上

高齢者の身体の状態や多様化する価値観、ニーズに対応した住まいの選択や改善などができるよう、高齢者に配慮した住まい・施設の普及を図るとともに、住宅のバリアフリー化などの支援を行う。

ア 住宅改造資金助成事業

高齢者の身体的状態に応じて住宅改造を行うことにより、バリアフリーの住環境を整え、高齢者の安全・安心な在宅生活を支援する。(事業の見込み数については、P71 表2-7 参照)

イ 小規模多機能型居宅介護の整備

住み慣れた地域での生活の継続の環境づくりを促すため、重点的に小規模多機能型居宅介護の整備を行う。

(2)福祉のまちづくりの推進

高齢者や障がいのある人も積極的に社会参加でき、安心して暮らせるよう、バリアフリー化の促進を図る。

そのために、公共公益施設をはじめ、多数の人が利用する一定規模以上の民間施設の新築・改築等の際は、兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に基づき、建築確認においてバリアフリー化の審査・検査が行われるが、それ以外の小規模施設についても、同条例に基づき指導を行っていく。

また、道路、公共交通機関などにおいて、安全かつ円滑に移動できる快適な歩行空間の整備を推進する。